

## 中国 I P G 運営規定

2014年2月13日制定

2015年2月5日改正

2017年3月9日改正

2017年7月13日改正

2021年3月11日改正

### 第1章 総則

#### (名称)

**第1条** 本会は、中国 I P G (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ、在华日資企業知識産権保護聯盟) と称する。

#### (活動目的)

**第2条** 本会は、中国における適切な事業環境の実現を通じた日中経済交流及び日中友好関係の更なる発展に資するため、中国において事業展開を行う日系企業及び団体が主体となり、多角化する知的財産問題の解決に向けて、日中両国政府関係機関、中国で活動する知的財産関係機関、有識者等との交流とともに、情報収集、調査研究、情報発信等の各種活動を積極的に行うことを目的とする。

#### (活動内容)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本会メンバーを対象とする全体会合の開催
- (2) 具体的な知的財産問題を有する会員が参加する各種委員会、ワーキンググループ（以下「WG」という。）及びタスクフォース（以下「TF」という。）活動
- (3) 中国政府機関との交流
- (4) 他の知的財産権関係機関との交流
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

#### (事務局)

**第4条** 本会の事務局を日本貿易振興機構北京事務所、上海事務所及び広州事務所に置き、北京事務所が全体調整を行う。

### 第2章 組織

#### (役員の種類、選出方法、および職務)

**第5条** 本会の運営については、運営幹事により構成される運営幹事会によって協議する

- ものとする。運営幹事は、グループ長、副グループ長、特別委員会委員長、専門委員会委員長、WGリーダー及びTFリーダー並びに運営幹事会が認める者により構成される。
- 2 運営幹事は、本会正会員に属する個人の中から選出することとし、中国IPG全体会合に出席する正会員の過半数の同意を得て承認される。
  - 3 運営幹事の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一年とする。グループ長は、原則4年以上継続できないこととする。
  - 4 グループ長は、中国IPGを代表し、中国IPGの活動を総理する。
  - 5 副グループ長は、グループ長を補佐し、グループ長に事故のあるときは、その職務を代行する。

#### (運営幹事会)

**第6条** 運営幹事会は、本会の運営に関する事項について協議する。運営幹事会は、運営幹事過半数の出席をもって成立するものとし、その意思決定は、出席者の過半数をもってなされる。

#### (特別委員会)

- 第7条** 本会に、本会全体に関わる特定の問題について検討する特別委員会を置く。
- 2 特別委員会の設置、特別委員会への参加条件及び可否並びに検討内容は、運営幹事会が協議及び決定する。
  - 3 特別委員会の成果は、外部公開されるものとする。ただし、特別委員会において取り扱った情報及び成果の内容についての公開可否及び公開範囲は、特別委員会の判断により決定することができる。

#### (専門委員会)

- 第8条** 本会に、会員が有する知的財産問題についての解決を図り、その成果を取りまとめるための専門委員会を置く。
- 2 専門委員会の設置及び専門委員会への参加条件は、運営幹事会が協議及び決定し、専門委員会への参加可否は専門委員会委員長が決定した上で運営幹事会に報告する。
  - 3 会合参加が極端に少ない又は専門委員会の活動に協力的でない参加者について、その是正を促されても改善されないとき、専門委員会委員長は、当該参加者を専門委員会から除名することができる。
  - 4 専門委員会の成果は、外部公開されるものとする。ただし、専門委員会において取り扱った情報及び成果の内容についての公開可否及び公開範囲は、専門委員会の判断により決定することができる。

#### (WG)

**第9条** 本会に、会員が所属する業界における知的財産問題についての情報交換等を行うためのWGを置く。

- 2 WGの設置及びWGへの参加条件は、運営幹事会が協議及び決定し、WGへの参加可否はWGリーダーが決定した上で運営幹事会に報告する。
- 3 WGリーダーは、各WGにおける互選により選出され、運営幹事会の同意後、第5条第2項に定める全体会合の決議を得て承認される。
- 4 WGの活動内容は、外部公開されるものとする。ただし、WGにおいて取り扱った情報及び活動内容についての公開可否及び公開範囲は、各WGの判断により決定することができる。

#### (TF)

- 第10条** 本会に、会員が有する知的財産問題についての初歩的な情報交換等を行うためのTFを置く。
- 2 TFの設置及びTFへの参加条件は、運営幹事会が協議及び決定し、TFへの参加可否はTFリーダーが決定した上で運営幹事会に報告する。
  - 3 TFリーダーは、各TFにおける互選により選出され、運営幹事会の同意を得て承認される。なお、第5条第2項に定める全体会合の決議は要しないこととする。
  - 4 TFの活動内容は、その設置に係る趣旨を踏まえて、外部公開を要しないこととする。

#### (全体会合)

- 第11条** 本会の運営に関する決議、本会活動の計画、状況及び成果の共有、会員間の情報交換及び知識向上等を図るため、全体会合を開催する。

#### (オブザーバー)

- 第12条** 本会会員でないものであって、全体会合、専門委員会又はWG会合への臨時参加を希望するものは、運営幹事会の承認により、オブザーバーとして、期限を限って参加することができる。

### 第3章 会員

#### (会員の種別及び資格)

- 第13条** 本会の会員は、正会員及び準会員からなる。中国における知的財産問題に関心を有し、中国IPGの活動目的に賛同して積極的な活動参加を行う意思があり、正会員にあつては第2項の要件を満たすこととし、準会員にあつては第3項の要件を満たすこととする。
- 2 正会員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
    - (1) 日系要件として、次のいずれかに該当すること。
      - ①日本国法人が設立し、中国に所在する代表機構及びその支所
      - ②日本国法人が出資し、中国に所在する外商投資企業及び分公司
      - ③日本国法人

(2) 知財創出要件として、研究開発、生産、販売、サービス等の事業を営み、その事業のために自ら又は出資する法人が知的財産を創出し、その知的財産の保護及び活用を図っていること（法律事務所、特許・商標代理事務所、コンサルティング事務所、調査会社、業界団体等、第三者のために知財保護活動に従事するものは、本要件を満たさない）。

(3) 中国事業要件として、中国国内において実際の事業を行っているか、又は行う予定があること。

3 準会員は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 前項(1)日系要件及び(3)中国事業要件。

(2) 中国に事業拠点を有すること。

4 前2項の規定による正会員、準会員のいずれの要件を満たさないものであっても、中国IPGの活動目的に賛同し、中国IPGに特別の優れた貢献が期待できるものは、運営幹事会が承認することにより、準会員として参加することができる。

#### (会費)

**第14条** 中国IPG活動への参加に関する会費は徴収しない。

#### (入会)

**第15条** 入会しようとするものは、その旨を所定の書面により事務局に申し出、運営幹事会の承認を得なければならない。

#### (退会)

**第16条** 退会しようとする会員は、その旨を事務局に届け出、退会することができる。

### 第4章 会員の義務

#### (活動参加)

**第17条** 会員は、4月1日から翌年3月31日までの一年のうち、全体会合参加又は会員アンケートへの回答等、IPG活動へ参画する必要がある。

2 事務局は、年度内に活動への参画が無い会員のうち、運営幹事会が特に必要と認める会員に対して、会員継続の意思確認を行う。当該意思確認をされた会員は、会員を継続する意思を表明するとともに、次年度の活動計画を提出することによって会員資格が継続できる。

3 活動において営業行為を行なわないものとする。また準会員は活動の趣旨及び内容に鑑み、当該活動への参加が制限される場合もある。

#### (守秘義務)

**第18条** 全体会合、運営幹事会等の中国IPG活動において各会員から提供される情報は、原則として各活動単位の参加者の所属単位限りでの取り扱いとし、外部公開しては

ならない。ただし、成果等として外部公開することが決定されたものについては、この限りでない。

2 所属単位における営業で利用してはならない。

#### **(運営規定及び決議事項の遵守)**

**第19条** 会員は、本規定並びに全体会合及び運営幹事会の決議事項を遵守しなければならない。これに違反し、その他健全なる社会道徳に著しく反する行為のあった会員は、全体会合における決議により除名することができる。除名された会員は、その後2年間経過するまで本会に入会することができない。

### **第5章 決議、本規定の改正及び運営幹事会への委任**

#### **(決議)**

**第20条** 本会の活動における決議は、本規定に別段の定めがある場合を除き、各会合における出席者の過半数の賛成によりなされる。

#### **(改正)**

**第21条** 本規定は、中国IPG全体会合に出席する正会員の過半数の同意により改正することができる。

#### **(運営幹事会への委任)**

**第22条** 本規定に定めのない事項は、運営幹事会において協議及び決定することができる。

### **附則**

#### **(施行期日)**

**第1条** 本規定は、改正の日から施行する。

#### **(経過措置)**

**第2条** 本規定改正後においても、改正時の年度内の活動に係る事項については、なお改正前の例による。